

何を準備すればいいの？ 電子帳簿保存法 改正のポイント



Zoomでも受講可能！

令和4年1月1日から改正電子帳簿保存法が施行されました。内容は、電子取引データの電子保存が義務づけられたことです。その後、2年間の宥恕措置が設けられましたが、来るべきインボイス制度の本格導入を踏まえ、情報の電子化はなるべく早く準備しておくことが必要です。参加ご希望の方はFAX又はQRコードより、11月29日（火）までにお申込み下さい。

講座 内容

- ①電子帳簿保存法とは？
- ②電子帳簿保存法改正の内容
- ③電子取引保存の方法
- ④インボイス制度との関連
- ⑤質疑応答

講師



中央税務会計事務所 所長

なかじま よしまさ
中島 由雅 氏

中央税務会計事務所2代目所長として職員数90名の税理士事務所を経営。持ち前の人当りの良さを活かした経営相談を実施。税務に関することはもちろん、異業種交流会、金融機関、教育機関、企業等でセミナーや講演も行っている。

■日時 令和4年

12月1日(木)

14:00～16:30

■場所 四日市商工会議所 1階ホール
(四日市市諏訪町2-5)

■申込方法:会場受講⇒FAX(059-355-0728)もしくはQRコードより申込んで下さい。

※駐車場がございませんので、車でお越しの場合は周辺の有料駐車場をご利用ください。

オンライン受講⇒当所HPもしくはQRコードのみの受付となります。(ZOOMを使用)

■問い合わせ先:四日市商工会議所 経営支援課(廣瀬、川谷)TEL059-352-8290

【会場で受講される皆様へ】

必ずマスクを着用の上ご参加ください。また発熱や風邪等の症状がある方、体調の悪い方のご参加はお控え下さい。講習会実施に当たりましては、会場の換気・ソーシャルディスタンスに配慮した配席・参加者席の事前消毒・消毒用アルコールの設置・運営側の手洗いとマスク着用の徹底等、新型コロナウイルス感染予防に努めて参ります。また、開催日までの状況変化により、中止または延期させて頂く事もありますので、ご承知おき下さい。

『電子帳簿保存法改正のポイント』講習会 会場受講申込書

※オンライン受講希望の方は当所HP、QRコードより申込んで下さい。

四日市商工会議所 行 FAX 059-355-0728

事業所名		受講者氏名	
所在地		TEL/FAX	
業種		従業員数	

※ご記入いただきました個人情報、当所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、講習会参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。

